

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 5 月 2 日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

### 香川県病院局管理規程第 3 号

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程

香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>本庁</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 専門副主幹</u></p> <p><u>(8)～(12)</u> 略</p> <p>県立病院（以下「病院」という。） 略</p> <p>(職員)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に、副課長、主幹、課長補佐、副主幹、<u>専門副主幹</u>、主任及びその他の職員を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 主幹、副主幹、<u>専門副主幹</u>及び主任は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第 3 条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(11)</u> 略</p> <p>県立病院（以下「病院」という。） 略</p> <p>(職員)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に、副課長、主幹、課長補佐、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 主幹、副主幹及び主任は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</p> <p>6・7 略</p>

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の香川県病院局組織規程第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。